

# 東海大学付属市原望洋高等学校後援会会則

1975年6月21日制定

2019年5月18日改正

2025年5月17日改正

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、「東海大学付属市原望洋高等学校後援会」と称す。

第 2 条 本会は、事務局を千葉県市原市能満 1531 番地 東海大学付属市原望洋高等学校(以下本校と称す)におく。

## 第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は、会員が一体となり生徒の将来に期待して、学校教育活動及び諸事業を後援するとともに、本校の建学の理念をよりよく理解し、会員相互の親睦を深めることを目的として、次の事項を行う。

1. 教育活動の支援促進
2. 教育環境の整備改善
3. 生徒の安全確保
4. 教育設備の拡充改善
5. 生徒及び会員の慶弔・慰問・褒(ほう)賞
6. その他必要と認めるもの。

## 第 3 章 組 織

第 4 条 本会の会員は、本校に在学する生徒の保護者とする。

## 第 4 章 役 員

第 5 条 本会の役員は、次のとおりとする。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 若干名(内教職員を含む)
3. 会 計 若干名(学校事務長を含む)
4. 監 事 若干名
5. 代表理事 若干名(1年生理事が対象)
6. 理 事 若干名

第 6 条 本会には、顧問をおくことができ、会長の諮問に応える。

第 7 条 役員の仕事とは次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表して総会・役員会及び理事会を招集し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長が会務を統括できない時は、その任務を代行する。
3. 会計は、会計事務を行う。
4. 監事は、会計事務を監査する。
5. 代表理事は、1年生理事代表として諸会務に参加する。
6. 理事は、各学年を代表して重要事項審議に参画し、会務を行う。

第 8 条 役員任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。又役員に欠員を生じたときは、役員会の承認により補充することができる。その任期は前任者の残存期間とする。

第 9 条 役員選出は、該当学年の理事会で協議し、役員会・理事会・総会の承認を得て決定する。

## 第 5 章 機 関

第 10 条 本会には、次の機関をおく。

### 1. 総 会

定期総会は、本会の最高議決機関として重要事項を審議するために、年1回開催し次の事項を行う。但し、役員会・理事会で必要と認めた場合及び会員総数の1/5以上の要求があった場合には、臨時総会を開催することができる。

- 1) 会務及び決算報告の承認
- 2) 会務計画及び予算案の承認
- 3) 役員改選及び承認
- 4) 会則の改正
- 5) その他目的達成に必要な事業の審議

### 2. 理事会

理事会は、理事及び会長・副会長・会計・監事・代表理事をもって構成し、総会に次ぐ議決及び執行機関として、定期理事会を原則として前期・後期の年2回開催し、議案を審議する。又必要に応じて臨時理事会を開くことができる。

- 1) 会務・決算・監査報告及び会務計画・予算案等の重要事項を審議する。
- 2) 総会の決定事項の執行
- 3) 緊急事項の審議と実施
- 4) その他目的達成に必要な事業の審議

### 3. 役員会

役員会は、会長・副会長・会計・監事・代表理事をもって構成し、必要に応じて会を開いて次の事項を行う。

- 1) 総会及び理事会の議案の審議
- 2) 緊急事項の審議は、役員会をもって理事会の審議に代える。但し理事会に経過と結果を報告する。

3) その他目的達成に必要な事業の審議

2. 学校長は、学校を代表して諸会議に出席し、意見を述べることができる。

第 11 条 すべての議決は、出席者の過半数（含む委任状）の同意によって決定する。

2. 議長は、会長又は役員会で選出された者が行う。

## 第 6 章 会 計

第 12 条 本会の経費は、入会金・会費及び寄付金その他の収入による。

2. 本会の入会金は、会員 1 人につき 10,000 円とする。
3. 本会の会費は、会員 1 人につき月額 1,200 円とする。

第 13 条 本会は、会計年度終了後に会計及び監事による会計監査を行う。

第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

## 第 7 章 付 則

1. 会務の実施について、必要な細則は理事会で定める。
2. 本会則は、1975 年 3 月 1 日よりこれを施行する。  
本会則は、1977 年 6 月 18 日一部改正  
本会則は、1978 年 6 月 24 日一部改正  
本会則は、1979 年 6 月 30 日一部改正  
本会則は、1980 年 6 月 14 日一部改正  
本会則は、1982 年 6 月 26 日一部改正、1982 年 4 月 1 日より施行。  
本会則は、1986 年 6 月 7 日一部改正、1986 年 4 月 1 日より施行。  
本会則は、1998 年 5 月 9 日一部改正、1998 年 4 月 1 日より施行。  
本会則は、2001 年 5 月 12 日一部改正、2001 年 4 月 1 日より施行。  
本会則は、2007 年 5 月 19 日一部改正、2007 年 4 月 1 日より施行。  
本会則は、2016 年 5 月 7 日一部改正、2016 年 4 月 1 日より施行。  
本会則は、2019 年 5 月 18 日一部改正、2019 年 4 月 1 日より施行。  
本会則は、2025 年 5 月 17 日一部改正、2025 年 4 月 1 日より施行。

## 東海大学付属市原望洋高等学校後援会慶弔等に関する細則

1977年6月4日制定

2018年5月19日改正

### 第1条（準拠）

本会則第3条に基づき、会員・生徒（以下会員等という）の吉凶禍福に際し、本細則の定めにより慶弔金を贈る。

2. 本会に対して特に功績のあった者（以下功績者という）に対しては、前項に準ずることができる。
3. 慶弔金は、役員の協議により決定し、次回の理事会に報告する。

### 第2条（慶弔金等の種類）

慶弔金は、次のとおりとする。

1. 慶祝金
2. 弔慰金
3. 見舞金
4. 記念品

### 第3条（慶祝金）

会員等・功績者の吉事及び生徒の対外行事に優れた実績に対しては、慶祝金を贈ることができる。

### 第4条（弔慰金）

会員等・功績者並びにその配偶者等の死亡に際しては、弔慰金を贈ることができる。

### 第5条（見舞金）

会員等・功績者並びにその配偶者の災害及び長期にわたる傷病に対しては、見舞金を贈ることができる。

### 第6条（記念品）

功績者に対しては、役員と理事の協議により記念品を贈ることができる。

### 第7条 本細則の改定は、理事会が定める。

### 付 則

1. 本細則は、1977年4月1日より施行する。
2. 本細則は、1986年4月24日一部改正、1986年4月1日より施行。
3. 本細則は、2001年5月12日一部改正、2001年4月1日より施行。
4. 本細則は、2016年5月7日一部改正、2016年4月1日より施行。
5. 本細則は、2018年5月19日一部改正、2018年4月1日より施行。